

戸沢村ツアー造成助成金交付要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響により観光客が減少しているため、貸切バスツアー助成を行い、少しでも団体のお客様の回復を図るために助成する。

(助成対象)

第2条 この助成金の交付を受けることのできる対象は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 2 助成の対象者は、旅行会社（旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく旅行業の登録を受けている旅行会社をいう。以下同じ。）とする。
- 3 助成の対象経費は、旅行会社が次の各号に掲げる要件をすべて満たすツアーを催行した場合に要した経費とする。
 - (1) 貸切バスを利用した旅行商品であること。
 - ※ 貸切バスとは、高速道路の車種区分で中型車以上に該当するバスとする。
 - ※ 行程の一部に鉄道や航空機利用を加えるものを含む。
 - (2) 旅行商品の行程で、戸沢村内で体験又は食事を2か所行程内に入れること。（買い物のみ立ち寄り除く）
 - (3) 令和5年2月28日出発までの募集型企画旅行商品であること。
 - (4) ツアーの募集人数（ドライバー及びガイドを除く。以下同じ。）が15名以上（バス1台あたり）であること。
- 4 県内におけるバスツアー等への助成金について併用することができるものとする。

(助成額)

第3条 助成額はバス1台あたり5万円とし、1社原則30万円を上限とする。

(助成申請)

第4条 助成金の支給を受けようとする者は、戸沢村ツアー造成助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて村長に令和5年1月13日までに提出しなければならない。

- (1) ツアー行程表
- (2) ツアーチラシ・パンフレット等
- (3) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 村長は、前条の申請があったときは当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは戸沢村ツアー造成助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 申請者は、助成の決定を受けたときは、募集に際してのパンフレットやホームページ等に、「戸沢村ツアー造成助成金事業」を活用する旨を明記すること。

- 3 ツアーが中止となった場合は、戸沢村ツアー造成中止届出書（様式第3号）を速やかに村長に提出しなければならない。

（報告及び支払い）

第5条 助成の決定を受けた者は、申請に係るツアーを催行した場合は、戸沢村ツアー造成助成金実績報告書(様式第4号)を提出すること。

村長は、当該実績報告書に基づき、助成の決定を受けた者からの戸沢村ツアー造成助成金請求書(様式第5号)に基づき支出する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。